

栃森連業第179号

令和8年9月17日

地籍調査事業に係る公告

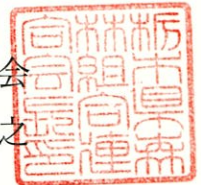
栃木県栃木市出流A地区

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月17日

栃木県森林組合連合会

代表理事会長 佐藤 和之



1. 筆界案を作成した土地の所在及び地番

栃木市出流町字片角473番1

2. 筆界案を確認することができる場所

栃木県宇都宮市西一の沢町8番22号

栃木県森林組合連合会 業務課 地籍調査室

3. 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4. 筆界案の作成者

栃木県森林組合連合会

5. 意見の申出

令和8年9月17日から令和8年10月7日まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時00分までの間、代表理事会長に対して意見を申し出ることができる。なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第5項の規定により筆界の調査を行う。

栃森連業第180号

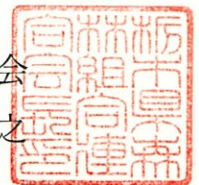
令和8年9月17日

地籍調査事業に係る公告
栃木県大田原市須賀川C地区

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月17日

栃木県森林組合連合会
代表理事会長 佐藤 和之



1. 筆界案を作成した土地の所在及び地番
大田原市須賀川字米梨沢 3859-10
2. 筆界案を確認することができる場所
栃木県宇都宮市西一の沢町8番22号
栃木県森林組合連合会 業務課 地籍調査室
3. 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
4. 筆界案の作成者
栃木県森林組合連合会
5. 意見の申出
令和8年9月17日から令和8年10月7日まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)
の毎日午前8時30分から午後5時00分までの間、代表理事会長に対して意見を
申し出ることができる。なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者
から意見の申出がないときは、準則第30条第5項の規定により筆界の調査を行
う。